平成17年 第3回臨時会

# 上富良野町議会会議録

平成17年11月28日

上富良野町議会

## 目 次

### 第1号(11月28日)

]
1
1
2

## 平成17年第3回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案番号	件	名	議決月日	結	果
1	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 11月28日		原案	可決	

## 平成17年第3回臨時会

上富良野町議会会議録(第1号)

平成17年11月28日(月曜日)

#### 〇議事日程(第1号)

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 会期決定の件 11月28日 1日間

第 3 議案第1号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### **〇出席議員**(17名)

2番 徳 島 稔 君 3番 岩 崎 治 男 君 梨澤節三君 4番 5番 小 野 忠 君 6番 米 谷 一 君 7番 岩田浩志君 8番 吉武敏彦君 9番 米 沢 義 英 君 10番 仲 島 康 行 君 11番 中村有秀君 金子益三君 12番 13番 村 上 和 子 君 14番 長谷川 徳 行 君 15番 向 山 富 夫 君 16番 渡部洋己君 17番 西 村 昭 教 君 中 川 一 男 君 18番

#### 〇欠席議員(1名)

1番 清水茂雄君

#### 〇遅参議員(0名)

#### ○早退議員(0名)

#### 〇地方自治法第121条による説明員の職氏名

 町
 長
 尾
 岸
 孝
 雄
 君

 総
 務
 課
 長
 佐
 藤
 憲
 治
 君

 2 回財政課長

 2 北

 2 川

 3 雅

 3 一

 3 君

 2 企画財政課長

 3 北

 3 川

 3 雅

 3 一

 3 君

 2 企画財政課長

 3 北

 3 川

 3 雅

 4 一

 3 計

 4 回財政課長

 3 北

 3 川

 3 雅

 4 回財政課長

 3 北

 3 川

 3 別

 4 回財政課長

 2 北

 3 川

 3 別

 4 回財政課長

 3 別

 3 別

 4 回財政課長

 3 別

 3 別

 4 回財政課長

 3 別

 4 回財政課長

 3 別

 4 回財政課長

 4 回財政課長

 2 回財政課長

 3 別

 4 回財政課長

 2 回財政課長

 3 別

 4 回財政課長

 3 別

 4 回財政課長

 3 別

 4 回財政課長

 3 別

 4 回財政課長

 4 回財政課長

 3 別

 4 回財政課長

 4 回財政課長

 4 回財政課長

 5 回財政課長

 6 回財政課長

 6 回財政課長

 7 回財政課長

 6 回財政課長

 7 回り

 7 回り

#### ○議会事務局出席職員

 局
 長
 中
 田
 繁
 利
 君

 主
 査
 大
 谷
 隆
 樹
 君

午前 9時00分 開会 (出席議員 17名)

#### 開会宣告・開議宣告

**議長(中川一男君)** ご出席誠にご苦労に存じます。ただ今の出席議員は17名でございます。

これより平成17年第3回上富良野町議会臨時会 を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

#### 議会運営等諸般の報告

**議長(中川一男君)** 日程に入るに先立ち議会運 営等諸般の報告をいたさせます。事務局長。

**事務局長(中田繁利君)** ご報告申し上げます。

今臨時会は、11月25日に告示され、同日議案 等の配布をいたしました。

今臨時会の会期日程等その内容は、お手元に配布 の議事日程のとおりであります。

今期臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案 第1号の1件であります。

今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配布のとおり出席いたしております。 以上です。

**議長(中川一男君)** 以上をもって議会運営等諸 般の報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

**議長(中川一男君)** 日程第1 会議録署名議員 の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

6番 米 谷 一 君 7番 岩 田 浩 志 君 を指名いたします。

#### 日程第2 会期決定の件

**議長(中川一男君)** 日程第2 会期決定の件を 議題といたします。お諮りいたします。 本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) ご異議なしと認めます。 よって、会期は、本日1日間と決しました。

#### 日程第3 議案第1号

議長(中川一男君) 日程第3 議案第1号、上 富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の件を議題といたします。提出者から提案理由 の説明を求めます。総務課長。

総務課長(佐藤憲治君) ただいま上程されまし た、議案第1号上富良野町職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例につきまして提案の要旨をご 説明申し上げます。今年の8月に人事院が国家公務 員の給与につきまして行いました勧告内容に基づき、 本町の職員給与についても労使間において協議して 参りましたが、概ね国家公務員の給与の改定内容に 沿って改定する事で合意致しましたので本条例を提 案するものであります。今般の人事院の給与改定勧 告内容につきましては、官民給与の較差を解消する 為俸給表の引き下げ改定が行われる所でございます。 この他配偶者に係わる扶養手当の支給月額の引き下 げが行われる一方で、期末勤勉手当について民間の 支給割合に見合うよう引き上げ改定が行われるもの であります。この度の改定の実施時期は、勤勉手当 の支給月数に関する規定を除き、本年12月とされ た所でございます。さらに本年4月から実施時期ま での期間に係わる官民格差相当分の解消を図るため、 所要の調整措置を12月期の期末手当で講じる事と されております。このような事から本町職員の給与 につきましても、ただいま申し上げました人事院の 勧告内容に準じて給与条例を改正すべく提案する次 第で、この改正による影響額は総体で約35万円の 減となる所でございます。それでは、本議案につい て以下条文ごとに要約しましてご説明してまいりま す。まず改正条例の第1条では、職員の給与に関し 本年12月から適用させるための配偶者扶養手当の 額と12月分期末手当の特例額を定める事及び新給 料表についての条文の改正を行っております。その 1点目の扶養手当でありますが、配偶者に対する額

を現行の13,500円から500円引き下げて1 3,000円に改めます。2点目は、本年12月に 支給する勤勉手当の額について現行の100分の7 0を100分の5引き上げまして100分の75と し、本年のみの特例額と致します。また、再任用職 員に係わる支給額についても職員の額を読み替えて 定めておりますが、本年の12月分を現行の100 分の35を100分の5引き上げて100分の40 とした所であります。3点目は、別表第1で定めて います行政職給料表及び別表第2で定めています看 護職給料表につきまして、国の引き下げられた給料 表の内容に沿って一律に0.3%引き下げ改定を行 っているところでございます。次は第2条でござい ますが、6月及び12月に支給する勤勉手当の額を 本来の水準とする為、平成18年度から適用するこ との内容を定めておりまして第1条で定めておりま す本年12月の特例額100分の75を100分の 2.5引き下げ100分の72.5に改めるもので、 このことにより6月分につきましても同じ支給額と なるところでございます。次に附則について申し上 げます。まず第1項につきましては、ただいま申し 上げましたように本年12月から適用するものと平 成18年度から適用するものとがあるため、施行期 日を分けて定めるものでございます。 附則第2項か ら4項までは、給料表が替わる事によりましてその 号級を超える給料月額の切替方法をはじめ、施行日 前の移動者の号級等の調整方法などを規定してござ います。附則第5項では、本年12月の期末手当の 額に関する特例措置を定めております。内容と致し まして、4月から11月までの官民との実質的な均 衡を図るため、4月の給与に格差率を乗じて得た額 にさらに経過月数を乗じて得た額と本年6月に支給 された期末勤勉手当の額に同じく格差率を乗じて得 た額の合計額を12月期末手当額から除いて得た額 が今年度の12月期末手当の額とするものでありま す。附則第6項は、規則への委任規定でございます。 以上で議案第1号の説明と致します。ご審議賜り原 案をお認め下さいますようお願い申し上げます。

**議長(中川一男君)** これをもって、提案理由の 説明を終わります。質疑に入ります。

議長(中川一男君) 4番梨澤節三君。

**4番(梨澤節三君)** お尋ねします。ボーナスの方

で官民格差解消という事で引き上げをするという事なんですが、どこを基準にしてどこの民意を基準に してそういう事になるのかなとこの辺のところご説明お願いします。

#### 議長(中川一男君) 総務課長答弁。

**総務課長(佐藤憲治君)** ただいまの勤勉手当の 関係のご質問でございますが、人事院におきまして、 全国ベースの民間の実態と国家公務員の実態これを 比較しまして、逆転現象にあるという事でその差分 を今回改定というようなかたちになってございます。

#### 議長(中川一男君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 今、地方公務員は高いといわれているんですよ、国家公務員より高いと、ここもラスパイレスが100ぐらいですか、下がってですね。そういうところで非常にこれいわれております。地方公務員給与は高いとすべてが高いという事でですね。それでもって国家公務員に合わせていくという事は話があわない、報道されている事が間違っているのかなと私の受け止め方が。この辺、私が町民の方に説明できないですね。報道されていることと今やっていることが合わないと感じるのでわかりやすく、具体的にご説明して頂ければありがたいと思うのですが。

#### **議長(中川一男君)** 助役答弁。

**助役(田浦孝道君)** 4番梨沢議員のご質問にお 答えします。ただいま上程致しました議案につきま しては、本年度の国家公務員に対しましての官民格 差を是正するという勧告を4月1日の時点をもちま して、勧告がなされた状況であります。今議員のお 尋ねの内容につきましては、同じように人事院から 勧告がなされまして、この年明けから新しい給料表 を持ちまして取り組むという内容で勧告受けました ことから、本町におきましても組合の方に対しまし て来年以降、今言われるような国家公務員の地域格 差を付けるという考え方の基に、国公準拠の基に職 員組合の方とも調整中であります。この関係につき ましてはまた改めまして議会の方に関係条例を上程 したいというふうに考えてございますので本議案と は直接関係ないというかそういう内容を今回は網羅 していないという事でご理解を頂きたいと思います。

#### 議長(中川一男君) 他にございませんか。

17番西村昭教君。

17番(西村昭教君) 今までこういう給与改正等 人事院勧告に従って右倣えしてきて条例改正してき たという事で、今助役の話でいえば国家公務員との 格差という事なんですけども、うちの町自体の財政 でみるとどこの自治体も抱えている問題だと思うん ですけども、町長が行政改革だといっていろいろと 事業の見直しなんかもして補助金の見直しもして、 住民に負担を強いるような場面も多々出てくると、 これからも出てくるだろうという部分で、この職員 の人件費の占める割合というのは、財政の中で非常 に大きなウエイトを占めてる訳ですけども、今後今 の財政60億まで絞っていかなければならないと言 っている中で、人件費相当の分野の対する考え方と いう部分で人事院勧告だけに右倣えしているのでは、 今の地方自治体財政の厳しさというのは、厳しさの 方がどんどん進んできてそれに追いついて対応して いくための取り組みというのは、後手後手というか 遅れていくような気がする。むしろ先行してやって いかないとその厳しさに対応できないという感じで 私は見ているが、今後うちの町のこれに対する取り 組み、組合との話でもあると思うがそういう部分で どういう考え方を持っておられるのか、具体的にど ういうものに手をつけてやっていきたいと考えてお られるのか。そこら辺のとこもし具体的に考えてお られるならば合わせてご説明願えればありがたいと 思うんですけども、どう考えておられるかひとつお 願いします。

#### 議長(中川一男君) 助役答弁。

助役(田浦孝道君) 17番西村議員のご質問にお答えします。すでに人件費の適正化につきましては、この年度に行財政改革の実施計画を持ちまして内容を周知したところでございます。内容的には、16年度ベースから15%程度縮減するという内容で今取り組んでいるところであります。財政の状況に応じましてその人件費のありようにつきましても変化するものと思いますが、いずれにしましてもその財政の状況が19年度以降どのような形になるのかについては、非常に見極めをしないと軽軽に語れない訳でありますが、いずれにしましても縮減傾向にあるのは事実であります。そのような事からまず当町としましてはこの15%の達成を目標に、それぞれ組合とも今調整中でございますし、本年度8月

に勧告されました国公の状況につきましても優先的に当然取り組むという事で、財政の事情とその中での人件費の状況がどの程度になるのか、どの程度がふさわしいのかにつきましても、また他の町村の状況も充分見極めなければいけないというふうに思います。すべてが国公準拠という姿は少し崩れつつありますので、他の自治体の動向を見ながら当町の財政状況に応じてどの程度が相応しいかについて慎重に見極めをしたいと思います。当面は今、行財政改革の実施計画に掲げている内容を具体的に取り組むという事が基本スタンスという事でご理解を頂きたいと思います。

#### **議長(中川一男君)** 17番西村昭教君。

**17番(西村昭教君)** 今計画で示しているもの を進めると当面そういう考えでいるという事ですが 私言ったのは、それでは間に合わなくなるんでない のという事でさっき言ったんですから、それともう 一つは、他町村をみてというけど他町村を参考にし なくていいと思うんですよ。うちの町の財政を考え てやっていく訳ですから、よその町の財政考えてう ちの町の事取り組む訳じゃないんだから、うちの町 でどうするかという事で今15%と言っているけど も、今まで取り組んで例えば職員減ってきますよ定 年退職で、これは黙っていても減っていくんですよ。 なにもしなくたって時期が来たら。町民が求めるの はそれだけじゃないんですよ、そういうものも含め て今の中でどうしていくんだという事の視点で見る べきだと思うし、私らもそうやって見るんですけど も、ですからそこら辺のところで厳しさの方が早く 来て、計画は順調にやりますといっても間に合わな いんでないかと言っているんです。ですからできる ものから早いうちから取り組むべきだと思うし、そ ういう考え方があるのかどうかという事で言ったら 今のような答弁ですから、やっぱり考え方を改めて いくべきだと思います。そこら辺のとこで具体的に、 来年からでも取り組んでいくという考え方がはっき りあるならば示していただければいいし、今のとこ ろは計画に合わせてというけども、もうそういって いる場合ではないというような気がするんですけど も、そこら辺どう認識されているか。

#### **議長(中川一男君)** 助役答弁。

**助役(田浦孝道君)** 西村議員のご質問にお答え

します。私どもも給与のあり方につきましては、ど の水準が妥当かについては非常に判断をするのに困 難を極めるとこでありますが、いずれにしましても 地方公務員法等の法令の中でも給与の基本原則がご ざいますので、その中で他のそういう自治体との均 衡という事が基本の項目になってございます事から、 ただいま申し上げたような事で当然その給料の支給 を支える財政の状況がどうなるかによりまして他の 水準を語る状況でなくなることについては、私ども も承知しているとこでありますが、いずれにしまし てもあらゆる角度から妥当な姿がどの水準かという 事を見極めなければならないという事で申し上げた ところであります。来年に向けましては、他の議員 からもございましたように人事院の中で給与水準を 4. 8%ほど縮減するというような事もありますの で、その実施移行に向けまして今取り組む予定とな ってございますし、もう少しいえば組合との中で今 調整中でありますけど以前もお話ありましたように、 役職加算の問題等につきましても今継続で交渉中で ございますので、これらにつきましても来年度には 実施移行すべく鋭意取り組んでいるとこであります し、あと各種手当につきましても今までも改善に取 り組んでいるとこでありますが、さらにこの状況を 踏まえまして適正な姿にすべく改善検討してござい ます。あとは、職員数の適正化計画に付きましても ご案内のとおりその計画に基づいて取り進めてます ことから、あと残されたのは給与の水準的なものの 妥当性をこれから充分慎重に見極めていかないとな らないという事でございますので、その決定には今 議員が言われるように財政の状況も充分大きな要素 となりますので、そういう状況変動に相応しい妥当 な姿にしなければならないという事が課題となって ございます。そういう受け皿の財政状況がどう推移 するかも充分慎重に見極めながら対処したいと思い ますので、来年何と何と何とを間違いなくやるとい う事については、今の段階で明確に申し上げられな い状況もありますが、いずれにしましても段階的に 縮減効率化に向けた取り組みをしていくというのが、 人件費に対する基本スタンスでございますので、ご 理解を賜りたいと思います。

議長(中川一男君) 17番西村昭教君。

**17番(西村昭教君)** 説明は理解はできるんで

すよ。ですけど私から見るとまだまだ検討して早く 手をつけてもいいようなものもいっぱいあるような 気がするんですね。例えば今手当の部分で言った役 職加算、例えば管理職手当だと思うんですけど。例 えば私よく言っている事なんですけども年齢なり勤 務年数によって違うと。こういう部分でもうちょっ と見直す事ができないのかという部分と職員の適正 配置と言っていますけども、今は採用していない、 控えていますから減った人数の中で今のこの行政を 進めて行く訳でどうするかという事の考え方が僕は ネックだという気がするんですよね。主にしている ような気がするんです。むしろ仕事に対してどれだ けいるのかという事の基準がないですから、なかな か数字としては必要人数というのはだせないのかも しれませんですけども、そこら辺のとこもう少し職 制の見直しといいますか一人一担当体制なのか、今 のスタッフ制の中で二つをみているのかどうかとい う部分はちょっと私も詳しくわかりませんですけど も、もっともっとつめると見直しかけていって効率 化を図れるものは、私は多分にあると思う。そのか わり足りないとここれ増やさないとならないですか ら、それは遠慮なく増やしていいと思うんですよね。 ただ問題はこれからこういう人件費が行政で随分か かるという部分で、どういう進め方を行政として進 めていくかという事の構築も従来のやり方からこれ から仕組みも変えていかないとならないと思うんで す。いわいる今言ってる町民との協働の進め方とか ってよく町長あげて言っている事もありますけど。 そういう部分で視点がもっとこう突っ込んで考えて もいいんでないかという気がするんですよ。そうい う部分で今助役答弁されたような考え方は基本的に わからんではないんですけども、もっとですね私は 大胆に進めてこれとこれを計画でやりますというの でなくてやれるものは計画3年後だったけども、今 からやりますというぐらいの気持ちを持ってやらな いと私は間に合わないんじゃないかなと。今の財政 がだんだん縮小されていってサービスも低下させて いくんならいいんですよ、それでもいいというなら いいですけど住民が求めるのは違いますから、極力 下げないでくれ、負担は多くしないでくれという中 で進めなければいけないということは、もっと厳し くやらないと私は難しいのかなという気がするんで

すよね。ですからこの条例改正もこれは国もいって いるし今までの経過の中でこれはあがってきた事だ と思いますけど、うちの町独自として早くやってい かないとだめだという部分で計画どおりやるんでな くて、前向きに1年2年でも早くやれるという考え 方がほしいと思うんですけど、そこら辺もうちょっと町長がどう考えておられるか前向きにお言葉頂き たいと思いますけど。

#### 議長(中川一男君) 町長答弁。

町長(尾岸孝雄君) 17番西村議員のご質問に お答えさせて頂きます。今行政改革についてのご質 問であるというふうに思っております。ただいまご 提案させて頂いております議案につきましては、例 年職員のベースアップに伴います人事院勧告に伴う 対応をさせて頂くと、今回はベースアップではなく て最近はベースダウンという事ですけども、これは 従前の対応の中で従前どおり人事院勧告に従った対 応で進めていくという事でございます。ご承知のと おり国も今地方公務員の給与体系等々につきまして も、今見直しをかけて地方と都市部との格差につい ても検討しているとこでございますが、現在我が町 におきましては、先に助役からお話ございましたよ うに、16年から始まっております行財政改革の実 施計画に基づいて取り進めさせて頂いている。平成 11年から行財政政改革を進めまして、そのうちの 70%近くは内部改革、職員の勤勉手当あるいはい ろんなものを削減しながら改革の70%近くは対応 させて頂きました。町民の皆様方にご負担を頂いた のは30%近くという事で、今日まで15年までの 行革の中で対応させて頂ているという事は常に行革 の報告をさせて頂いている。率につきましては、い くらか違いがでてきますけれどもそのような割合で 改革を進めさせて頂いた。それから16年度から行 革を進めていて平成20年の第4次総合計画の最終 年度までの行革の実施計画を立てさせて頂きまして、 議員の皆様方にも中期財政計画をご提示させて頂い ているところでありますが、その中で基本的には人 件費は15%の削減を果たすという事が削減の目標 でございます。その為に今、西村議員からもお話あ りましたように、職員の適正配置の対応を図りなが ら定年退職の補充をしない、最大限抑えていくとい う事でありますが継続的な行政執行をしていくため

には、まったく新規採用を抑えてしまうという事は、 将来的に行政執行上におきます課題が残るというよ うな事から、少なくともその状況に応じては毎年何 名かの最小限の採用を図って職員の継続を図ってい かなければならないというふうにも思っておるとこ ろでありますが、そういった事を含めても相対的に 15%の削減をするという事は、議員からご質問あ りましたけれども町民の皆様方がそういうふうに見 ているのではないかというご質問ありましたけれど も、人件費の15%を削減するのに職員だけを減ら して今の給与はそのまま保障して15%の削減には まったくなりません。それだけ削減をするという事 になりますと人員だけで対応するという事になりま すと、これはもう行政執行はできません。それぞれ の所属に必要な人員を配置する事はできません。今 それらの事を含めながら組織機構の改革を図って、 今までの縦割りの行政執行そして職員一人一人にあ んたはこの仕事をするんだよ、あんたはこの仕事を するんだよという事で私から直接辞令を交付してお りました。それではその仕事だけをしていればいい わけですけれども、それでは人員の調整ができない。 1年12ヶ月この仕事がずうっとある部署と夏の期 間なら夏の期間、あるいは春先なら春先の期間しか ない仕事があるわけでありますから、春先しかない 職員にこの仕事をという事で私は辞令を出していた。 業務がなくなった時どうするのといったら、なかな か他のところを手伝えと言ってもなかなか難しいと いう事もありまして、今相対的にスタッフ制をとっ ているという事でいろんな仕事の分配をする事によ って、人員をある程度押さえる事ができる。今スタ ッフ制につきましても16年の4月から全面スタッ フ制をとって対応しているという事で、まだ充分私 共もその検証が充分なされておりません。私として は、この18年来年の1年かけて充分このスタッフ 制の検証をして、19年度に議員らもご承知のとお り大勢の退職職員がでてまいります。その時にどう するのか、それで退職した職員をそのまま新規採用 しないですむ体制になるのかどうかを充分検証して 対応していきたい。そういった事を含みおきながら 必要人員を確保しながら、人件費を16年度のベー スで15%削減したい。平成20年まで削減する。 それで今日まで徐々にやってきております。先程助

役からも話しありましたように、継続協議として組 合と対応しておりますのは、役職加算の問題それに 輪をかけていかなきゃならない。それだけでは1 5%にならない。ですからその上はどうするのか。 これはこれからも職員組合と調整しながら、平成2 0年度にあってはなんとしても歳入と歳出のあった イコールになる財政運営ができるように、最大限取 り組んでいきたい。ということで今行財政改革を実 施計画に基づいて取り組んでいる。決して私といた しましても議員ご心配のように町民にのみ優先的に ご負担をかけていく、内側の血を流す事は後回しに するという様な事には、絶対私としては考えられな い。私も議員と同じように町民の皆様方の信頼を得 てここに立たさせて頂いている以上は、町民の皆様 方の側に立つと共に上富良野町の将来の財政運営を どうしていくか、という事を十二分に認識しながら、 行財政改革の実施計画、中期財政計画を実直に何と しても対応していかなければ、平成21年から始ま ります第5次総合計画の財政運営は難しくなる。そ の為にもこの第4次の最終年度までに財政運営をち ゃんとしていかなければならない。その為の行財政 改革を推進していかなければならない。その為には やはり歳入については、必要な歳入の増を考えてい かなければならないし、歳出につきましては聖域な き改革を図っていかなければならない。削減を図っ ていかなければならない。しかし最大限重要なのは、 最後の最後まで何としても対応したいのは、教育予 算と福祉予算は最後の最後まで何とか私個人の考え としては、何とか守っていければなというふうに努 力をしていきたいというのが、この第4次総合計画 の最終年度の事業推進にあたっての行財政改革の方 向性であるという事をご理解頂きたい。その為に議 員の皆さん方の特段の御協力を賜りたいという事で お願いを申し上げたいと思います。

**議長(中川一男君)** 他にございませんか。13 番村上和子君。

13番(村上和子君) 今回ですね基本給の方で 0.3%マイナスをすると、だいたい一人35万ぐ らいのマイナスをするという事なんですけども。総 体で一人35万ぐらいの滅になるとこういうお話な んですけど、ですけれども0.3%マイナスにした というところをなぜ0.35、0.4今回この0. 3下げましたという所をもうちょっと詳しくそこに落ち着いたという所を説明して頂いたら分かると思うんですけれども。というのは、18年の勤勉手当を見ますと6月で0.25上げた分12月で戻したという感じで、基本給をいじった方が、今回は月額を0.3%下げたから勤勉手当の方で0.5上げたよというまぁ仕方ないのかなというふうにあれなんですけども、ちょっと解りにくいんですね18年の勤勉手当をみますと6月で上げた分12月で戻したのかなという感じになるんですけども、0.3を今回マイナスにしたという所の理由付けがもうちょっとほしいんですけど、よろしくお願い致します。

議長(中川一男君) 総務課長答弁。

総務課長(佐藤憲治君) 13番村上議員のご質問でありますが、今回の改正案の提案の趣旨は人事院の給与勧告の内容に沿った提案という事で、給料月額に付きましては官民の格差の中で0.3%給料月額を落とすというようなひとつの勧告でございます。それに沿って本町の職員の給与条例をそれに沿って改正するといった内容でございます。勤勉手当の関係に付きましても同じく先程の議員のご質問ありましたように、国家公務員の期末勤勉の実態の中で民間と比較した中で、今回0.05ですか引き上げの改定という事でこれも本町の条例も人事院勧告に沿った形で改正している内容でございますので、独自なものでないという事でご理解を賜りたいと思います。

議長(中川一男君) よろしいですか。他になければこれをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第1号を採決いたします。本件は原案のとおり決する事に異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

**議長(中川一男君)** 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

#### 閉会宣告

議長(中川一男君) 以上をもって、本臨時会に 付議された案件の審議は、全部終了いたしました。 これにて、平成17年第3回上富良野町議会臨時会 を閉会いたします。

午前 9時38分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 1 7 年 1 1 月 2 8 日

上富良野町議会議長 中川 一男

署名議員米谷一

署名議員岩田浩志